

第6章 活用計画

6.1. 公開その他活用の基本方針

ア 建造物の価値と魅力の公開

三河家住宅は昭和初期に建てられた鉄筋コンクリート造の住宅建築であり、当時の外観、建築工法や建築意匠を現在に伝える。その技術史的価値、意匠的価値、芸術的価値を理解し、文化財建造物の魅力を伝えるため広く一般公開するとともに、三河家住宅の室内意匠や時代性に調和した家具等を配置し、当時の住宅内部を再現することで徳島における昭和初期の知識階級の家族の生活史に触れ、実感できる場として活用する。

イ 建造物の特性を生かした活用

三河家住宅は建築主三河義行と設計士木内豊次郎の個性と芸術性ある創造的な精神により具現化され、建築意匠の細部にこだわりや嗜好が表現されている。このような三河家住宅の特性や先人達の創造的な精神を学び活かし、世代・立場を超えて文化財に足を運ぶきっかけづくりや文化財に親しむ機会を創りだし、新たな価値やおもしろさを創り出す場として活用する。

ウ 地域のまちづくりとの連携

三河家住宅は戦前の徳島の風景を現在に残し、都市の記憶を次世代に引き継ぐ都市形成史上、価値のある文化財建造物であり、戦災復興事業によるまちづくり資産の再生・活用と相互に関わり合う中で都市の歴史と文化を特徴付ける。このような文化財建造物を多くの市民に永く親しまれる手法として、まちづくりや地域のにぎわいの創出との連携も視野に入れ、文化財建造物の新たな役割や価値を見いだす取り組みをめざす。

6.2. 公開計画

6.2.1. 建造物の公開と活用

ア 建造物の公開と体験

建築主三河義行と設計者木内豊次郎が住宅建築に込めた独特の外観意匠や高級感ある室内意匠を広く一般に公開する。特に、1階食室、主人書斎兼客間は、かつての生活様式を体験できるように机や椅子を配置し公開する。なお、一般公開にあたっては、一時に多数の見学者が滞留することができないので、収容人数に配慮する。

イ 建造物の特性を生かした活用

三河家住宅が建設された昭和初期から戦前・戦後の徳島の歴史や文化に関する資料の展示、三河家住宅を装飾する「モザイクタイル」「ステンドグラス」等に関する企画事業やまちづくり資産の活用事業との連携に際しては、建造物本来の魅力を損なわない範囲で活用ができるものとする。

6.2.2. 関連資料等の公開

三河家住宅には、三河義行がこの住宅で使用するために「三越家具製作工場」(大阪)「二共タンス」(福島町)等で作らせた家具がある。これらの家具は、住宅と一体的な資料とすることで、三河家住宅の生活史的価値の活用を高めるものであることから、かつて配置されていた場所を特定し公開する。

また、三河家住宅の建設にあたり、木内豊次郎が作成した「三河家邸新築工事内訳書」等、三河家住宅に関連する資料については、パンフレットで紹介する。なお、これらの関連資料は、文化財指定を受けているものでない。

6.3. 活用基本計画

6.3.1. 計画条件の整理

ア 文化財保護法

重要文化財(建造物)として、文化財保護法の適用を受ける。

イ 建築基準法

建築基準法の適用は受けない(建築基準法第3条第1項第1号による適用除外)。ただし、公開・活用については不特定の利用者を対象とするので、建築構造上の安全性を考慮する。

ウ 消防法

消防法施行令別表第一(十七)項に規定する重要文化財の防火対策に加え、公開・活用において別表第一に掲げる他の施設区分の用に供す場合には、他の施設区分としての防火対策も併せて消防法の適用を受ける。

6.3.2. 建築計画

ア 重要文化財(建造物)の現状

三河家住宅は、昭和初期に建設された築90年近い建造物であり、著しい建物の破損状況がみられる。公開・活用に際しては、保存管理計画に従い保存修理工事を実施し、建造物を健全に維持し供する。

イ 平面計画(図1・2参照)

(ア) 各階の平面計画

a 地階

地下室は1・2階の暖房器(ラジエーター)に湯を供給するためのボイラー設備がある。ボイラー設備は損壊しており機能の復旧及び公開はしない。地下室は修理し保管庫として使用する。

b 1階

(a) 玄関は、玄関戸を整備し来訪者の出入口とする。

(b) 廣間階段室は、家具を設置しエントランスホールの雰囲気演出する。

- (c) 応接室は、現状変更を行い導入室として使用する。三河家住宅に関する解説パネルの展示、靴棚を設置する。
- (d) 食室、主人書斎兼客間は、当時の生活の雰囲気演出する家具を配置する。
- (e) 主人夫妻寝室は、現状変更を行い、三河家住宅を一元的に管理する事務室とし、防災設備、警備設備、電気設備（分電盤）を一括管理する。
- (f) 台所配膳室は、現状の流し台設備を撤去し整備する。また、既存の造作戸棚、調理台は修理し、電気設備、調理設備を設置する。
- (g) 女中室は、電気設備、換気設備を整備し、台所配膳室の一部として使用する。
- (h) 便所は、現状の浴槽を撤去し、衛生設備（便器、洗面台）、換気設備、電気設備を整備し、便所として使用する。
- (i) 脱衣室化粧室、浴室は修理し、脱衣室化粧室は家具を設置し公開する。
- (j) 廣間付属室、配管室は、現状の下駄箱等を撤去し、保管庫として使用する。

c 2階

- (a) 廣間階段室、ベランダ、廊下は修理し公開する。
- (b) 玉突室は、現状のビリヤード台を修理し公開する。台上には新規のボールとキューを設置する。
- (c) 応接室、娘室、夫人室は、空調設備、電気設備、照明器具を整備し、公開・活用する。
- (d) 便所は、現状シャワー室であるが、衛生設備（便器）、照明設備を整備し、便所として使用する。
- (e) 洗面室は、衛生設備（洗面台）、照明設備、電気設備を整備する。
- (f) 暗室は機能を復旧せず、照明設備を整備し保管庫として使用する。
- (g) 温室は、現状のユニットバス、洗し台を撤去し、照明設備、電気設備を整備し保管庫として使用する。
- (h) 増築トイレは撤去し、当初の形状に復する。

d 3階

- (a) 階段室、廊下は公開し、天窗は修復する。
- (b) 子供室（北・南）は、現状の仕切りを撤去し当初の形状に復し、空調設備、照明設備、電気設備を整備し、公開・活用する。
- (c) 第1・2物置は、空調設備、照明設備、電気設備を整備し、公開・活用する。
- (d) 便所は、現状の流し台を撤去し、衛生設備（便器）、電気設備を整備し便所として使用する。
- (e) 洗面室は、現状の流し台を撤去し、衛生設備（洗面台）、電気設備を整備し洗面室として使用する。
- (f) 温罐室は、修理し保管庫として使用する。
- (g) ベランダは、建物意匠や外部からの建物景観に配慮した安全保護柵を整備し

公開する。

e 塔屋階段室、屋上

塔屋階段室、塔屋屋上は、非公開とする。

f 岩屋、外便所、門及び塀

(a) 岩屋は現在の3個室を撤去し、内部を改修し保管庫として使用する。

(b) 外便所は、非公開とする。

(c) 門及び塀は公開し、正門入口に解説板を設置する。

(イ) 導線計画

敷地内に駐車場を確保することができないため、徒歩での来訪者を対象とする。敷地への導線は、三河家住宅の北側の市道に面する正門とし、建物正面玄関を出入口とする。1階応接室を導入室とし、公開・活用範囲は自由導線とする。

前庭は公開するが、公開範囲は裏庭門までとする。また、事務室の出入口は、1階主人夫妻寝室の南側扉とする。

(ウ) 展示計画

1階応接室で、三河家住宅の解説パネルの展示を行う。また、1階食室、主人書斎兼客間、化粧室兼脱衣室には家具の復原配置を行い、当時の部屋の雰囲気演出する。また、現状の絵画・工芸品については、時代性と壁面配置を考証し、適切な配置を行う。展示を行う場合は、建物鑑賞を阻害せず、建造物に大きな影響を与えない方法で行うものとする。

2階玉突室のビリヤード台には、新規のボール、キューを設置し、自由に手に取りビリヤードが体験できるようにする。

イ 施設等整備計画

(ア) 保存管理に係る施設

a 管理施設

施設全体の日常管理、消防・警備管理を一元的に行う事務室を、1階主人夫妻寝室に設置する。また、各階にある小部屋を管理用の保管庫として使用する。

b 消防設備

防災計画にもとづき自動火災報知装置、消火器を整備する。

c 警備設備

防災計画にもとづき機械警備設備を整備する。

(イ) 公開・活用に係る施設等

a 空調設備

公開・活用にあたり適切な室内環境を維持するため、空調設備を整備する。

b 衛生設備

公開・活用にあたり便器、洗面台の衛生設備、照明設備、換気設備を整備する。

c 台所設備

台所配膳室の現状の流し台設備を整備する。台所配膳室での火気使用は禁止し、電気器具を使用する。

d 給排水設備

衛生設備、台所設備の整備に伴い、建物内における給排水設備を整備する。また、敷地内における上水道の配管経路と汚水・雨水の下水道配管経路を調査し、上下水配管を整備する。

e 電気設備

当初の電気配線は躯体内で漏電の危険があることから配線設備を改修する。また、分電盤の器具については安全性を確保するため新器具を設置し、応接室（事務室）に分電盤を整備する。

照明器具は、機能する当初器具については修理して使用するが、当初の器具でないものや修理が困難な器具は、時代性や意匠性を考慮し新器具に整備する。

f 情報設備

三河家住宅の公開・活用を図るため、情報端末設備を設置する。

(ウ) 展示施設・家具の配備に係る計画

a 展示施設

室内鑑賞の妨げにならないもの、また、室内意匠を損なわないものとし、建造物に影響を与えない展示器具を使用する。

b 家具等の配備

家具、絨毯の配備については、家具調査及び家具配置図等の資料にもとづき復原配備する。家具、絨毯、カーテンについては保存状態を考慮の上、損傷している場合は修理を行い配備するが、保存に影響を及ぼすものや損傷が著しく修理対応ができない場合は、複製品もしくは同等品を配備する。

6.3.3. 外構及び周辺整備計画

三河家住宅敷地東側のJR用地との境界壁は文化財指定を受けていないが、JR用地側へ傾斜が顕著で倒壊の危険があることから整備する。また、土地指定範囲の南側は民有地と隣接することから、隣地所有者と協議の上、民有地との境界施設を設置する。

6.3.4. 管理・運営計画

ア 基本的方針

管理・運営においては、本計画に定める保存と活用の方針・目標を十分に理解し、関係法令等を遵守するとともに、重要文化財建造物の保存と活用を安定的かつ持続的に実施する。

イ 管理・運営方法

公開時期と公開時間、公開の制限等の管理・運営方法については、三河家住宅の設

置及び管理・運営に関する条例において規定し、運用規則を別途定める。

ウ 管理・運営体制

所有者である徳島市を管理の主体とし、徳島市教育委員会が担当部局となり三河家住宅の管理・運営に係る対応を行うが、将来的な管理・運営については、次ぎに示す項目等を遵守し、効果的かつ効率的な管理・運営を行うことができる体制で実施することができるものとする。

- (7) 重要文化財建造物の保存管理に対する責務。
- (4) 日常的な建造物の管理及び周辺環境の保全。
- (9) 緊急災害時における安全確保等、来訪者への適切な危機管理。
- (1) 効果的・公共性の高い内容の公開・活用。

6.4. 実施に向けての課題

公開・活用の実施に向け、今後、建造物耐震診断を行い、耐震性能の把握と耐震性能に対する対処方針を明確にし、保存管理計画に基づく修理計画を検討し、工事を実施する必要がある。

また、効率的かつ効果的な管理・運営体制のあり方を検討するとともに、活用計画については中期的な展望に立ち、市民からの提案や要望等を取り入れ、活用計画の見直しが必要とされる場合は計画の再検討を行う。

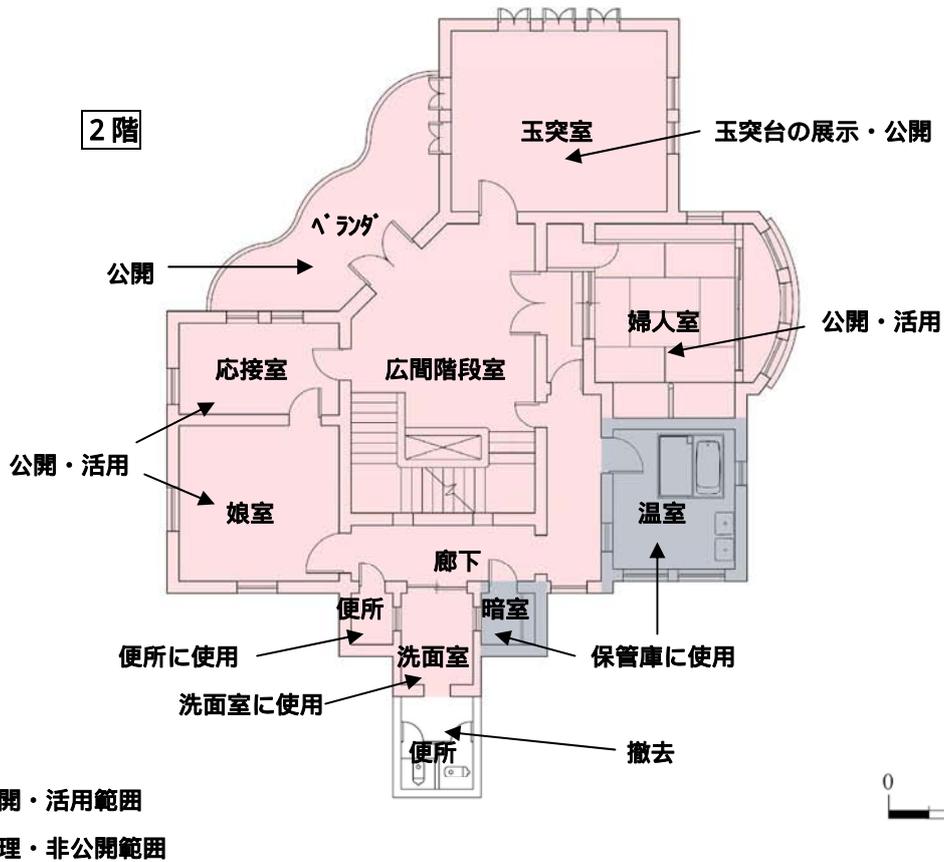
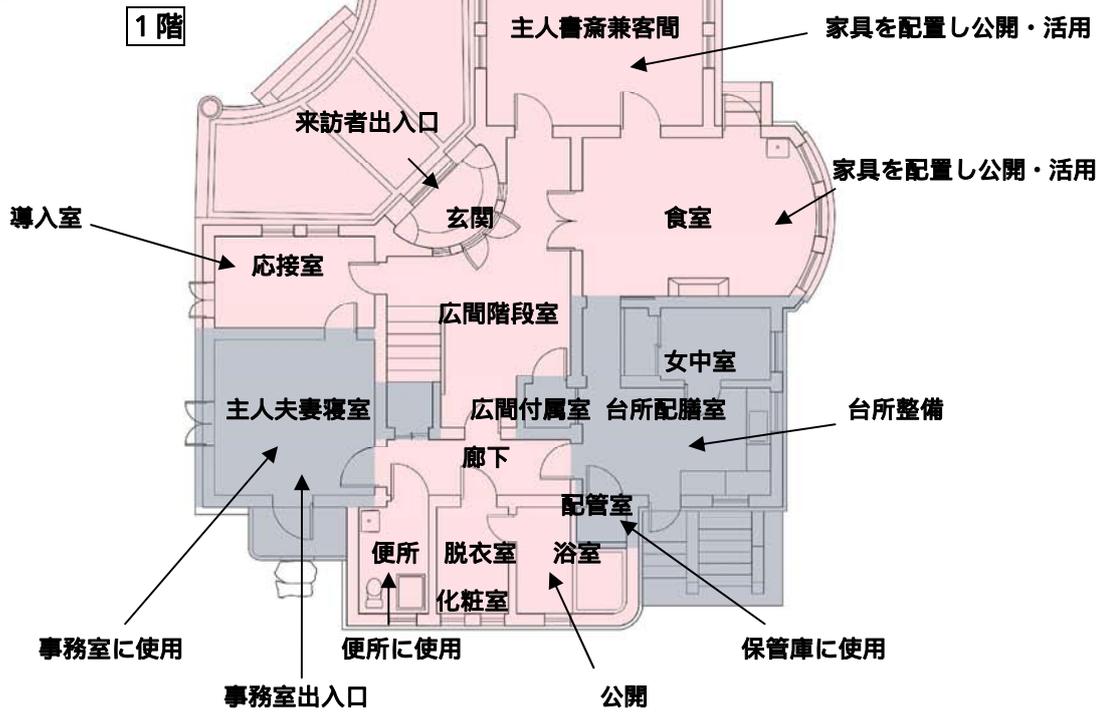
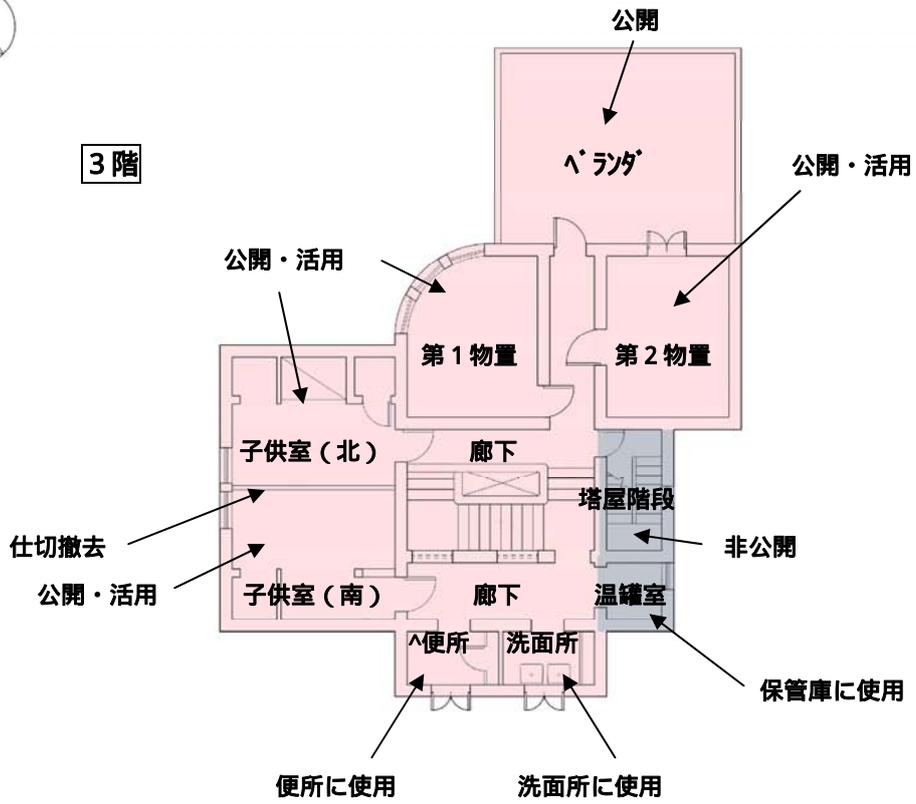


図1 1・2階平面計画図

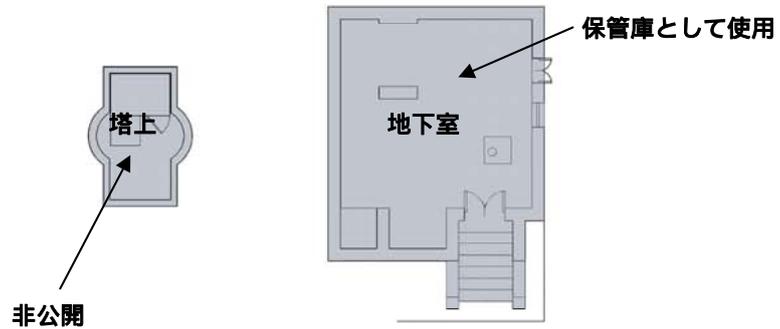


3階



塔屋

地階



- 公開・活用範囲
- 管理・非公開範囲



図2 3階・塔屋・地階平面計画図